

[事案 27-60] 転換契約無効請求

・平成 28 年 3 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

転換時の説明が不十分であったこと等を理由に、転換後契約の無効および転換前契約の復旧を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年 7 月に契約した養老保険を、平成 17 年 11 月に定期保険等に契約転換したが、以下の理由により、転換後契約を錯誤により無効とするか、または消費者契約法にもとづき契約を取り消して、転換前契約を復旧させてほしい。

- (1) 転換前契約は 88 歳満期（88 歳払込期間満了）の養老保険であり、災害入院特約、疾病入院特約、成人病入院特約（80 歳満期）等が付加されていたが、定期保険（80 歳満期）と医療保険（終身）を組み合わせた契約に転換された。
- (2) 転換時、転換後契約は 80 歳以降の死亡保障がなく、満期保険金もない旨の説明は受けていない。

<保険会社の主張>

募集人は申立人に対し、転換前契約が消滅すること、転換後契約の保障期間は 80 歳までであること、満期保険金がないことを、設計書で繰り返し説明しており、申立人は錯誤に陥っていなかった、または仮に錯誤に陥っていたとしても申立人には重大な過失があると考えられるので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど転換時の状況を把握するため、申立人および転換時に立ち会った営業所長に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、消費者契約法にもとづく契約の取消し、または錯誤による契約転換の無効および保険会社の説明義務違反は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 死亡保障や満期時保険金がある資産性のある保険から、この契約の積立金を保険料の一部に充当し、保障を重視した全く違う性質の保険に加入させるものであり、募集人は、その相違を具体的に説明して申立人の意向を確認しなければならない。
- (2) 申立人は転換前契約において入院・手術による給付金請求歴があり、終身医療保障の必要性を感じていたことは推認でき、募集人はこの点、意向は確認していると考えられるが、意向確認は、保険に詳しくない一般契約者の漠然とした要望を確認すれば足りるものではなく、契約者が合理的な判断をできる程度の情報を開示し、具体的かつ合理的な意向を形成させることが前提となる。即ち、契約転換により、満期時保険金が支払われないことのみならず、転換の必要性を判断するための具体的な情報を示し、転換前契約の不十分な点、転換することの利益・不利益を合理的に判断し、必要性を理解させうえて、転換の意思

確認を行う必要があるが、申立人の年齢や判断能力に応じた、合理的な意向形成の手続きを怠った可能性が極めて高いと判断せざるを得ない。